



基本施策 1 情報提供の充実

課題と施策の方向

日本語が不自由であることから生じる、外国人市民の日常生活における不安を軽減し、安心して暮らせるまちをつくるため、これまでに、ポルトガル語・スペイン語の通訳設置、広報紙の発行、Facebookの運用など、日本人市民と同じ情報を共有できる環境整備に努めてきました。

近年は、外国人市民の国籍や使用言語などが多様化していることから、ポルトガル語・スペイン語以外の言語による情報提供の充実が望まれています。

また、より多くの外国人市民に情報が行き渡るよう、外国人総合窓口を充実させたり様々な情報媒体を利用した情報発信を行ったりするとともに、多言語での情報提供自体を周知していくことも重要です。

今後は、ポルトガル語・スペイン語と並行して、英語を始めとする多言語での情報提供や通訳が不在のときでも多言語に対応するための環境整備に、より一層取り組むとともに、やさしい日本語の活用を引き続き推進します。

施策の体系

基本理念

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

3つの柱

I コミュニケーションの支援

① 情報提供の充実

② 日本語の学習支援

II 生活の支援

③ 子どもの教育環境の整備

④ 労働環境の整備

⑤ 安心して暮らせる環境づくり

⑥ 防犯・交通安全・防災への意識啓発

III 多文化共生の地域づくり

⑦ 多文化共生の意識づくり

⑧ 地域社会への参加促進

第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策1 情報提供の充実						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
1 重点	行政サービス・制度の周知を多言語・やさしい日本語にて実施	各種案内や通知など、行政サービスや制度の周知を多言語、ルビふり、やさしい日本語を用いて行います。	市民課	なし	ポルトガル語83件・スペイン語67件の翻訳を実施。	・ポルトガル語、スペイン語の翻訳を引き続き実施する。
			建築住宅課	なし	・市営住宅の募集や管理関係の文書をポルトガル語とスペイン語で配布。 ・窓口対応時に通訳を依頼。 ・スマートフォンなどから市営住宅の不具合を連絡できるシステムをポルトガル語・スペイン語で提供。	引き続き、同じ取り組みを続ける。
			税務課	税金を滞納している人への通知書（一部）について既存の言語（ポルトガル語、スペイン語）に加えて、新たに英語、中国語、ベトナム語版を追加した。 郵送での証明書交付についての説明を、電話通訳サービスを利用して行った。	・滞納に関する通知は翻訳した文書を添付している。 ・電話での連絡には通訳を依頼している。	これまでと同じ取り組みを続ける。
2	多言語ウェブサイトの充実とSNSを利用した情報発信	市ウェブサイトやSNSなど様々な情報媒体を活用し、多言語での情報提供の充実を図ります。	秘書広報課	なし	引き続き、ウェブサイトでの多言語翻訳機能および多言語ページへのバナーの設置、公式LINEでやさしい日本語のお知らせを選べる機能の提供を行った。	引き続き他市等の状況について情報を収集し、多言語の情報発信の充実を図る。
			市民課	なし	・市ウェブサイト、市公式LINEでやさしい日本語の情報を発信。 ・多言語Facebookでポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語の情報を発信。	情報提供を行っている媒体を周知し、利用者を増やしていく。

3	多言語版広報紙の発行・配布	外国人市民に必要・有益な情報を提供するために、多言語版広報紙を毎月発行し、配布します。	市民課	なし	ポルトガル語450部、スペイン語230部、ルビふり日本語20部発行。	企業や施設など新規配布先を開拓する。
4	多言語版生活ガイドによる情報提供	多言語版生活ガイドブックを作成し、転入手続き時などに配布します。また、多言語版生活ガイド動画を活用し、転入者に役立つ情報を提供します。 必要に応じて提供する情報を精査し、内容の充実を図ります。	市民課	なし	生活ガイドブック、生活ガイド動画のチラシを転入の手続き時に配布。	生活ガイドブック、生活ガイド動画チラシの配布を継続する。
5 重点	外国人総合窓口の運営と充実	外国人総合窓口を運営し、各種手続きの補助や生活に係る情報提供、及び相談受付を行います。 地域の外国人市民を外国人総合窓口員に積極的に登用し、研修などによりスキルアップに取り組みます。また、外国人市民の国籍や使用言語の多様化への対応について検討します。	市民課	出入国在留管理庁通訳支援事業を各所属に案内した。	・外国人総合窓口員を3名配置（ポルトガル語2名、スペイン語1名）。 ・ビデオ通訳サービスを利用した案内。	外部研修、及び職場での研修を通じて、外国人総合窓口員の対応力の向上に努める。
6 重点	公共窓口における通訳・翻訳技術の活用についての調査・研究	翻訳機や翻訳アプリの公共施設における利用を推進します。また、通訳・翻訳サービスの活用について、最新の動向や他自治体の活用方法などを調査・研究します。	市民課	なし	ビデオ通訳17件、機械通訳30件の利用。	市役所で窓口対応が多い職員にたいしビデオ通訳サービスの周知を行い、利用の普及に努める。
7	外国語通訳者派遣事業の推進	外国語通訳者派遣事業の周知により事業の活用を促進するとともに、地域の外国人市民の通訳者としての登録を増やすよう努めます。	市民課	なし	通訳者派遣件数37件。新規登録通訳者1人。	登録通訳者の新規募集を行い、登録者の増加を目指す。
8	やさしい日本語の活用	市の業務において「やさしい日本語」による通知の作成や窓口対応を推進します。また、市民に対して啓発を実施し、やさしい日本語の活用への理解促進を図ります。	市民課	なし	静岡県主催のやさしい日本語研修に3人の市役所職員が参加。	静岡県主催の研修への市役所職員の参加を継続する。

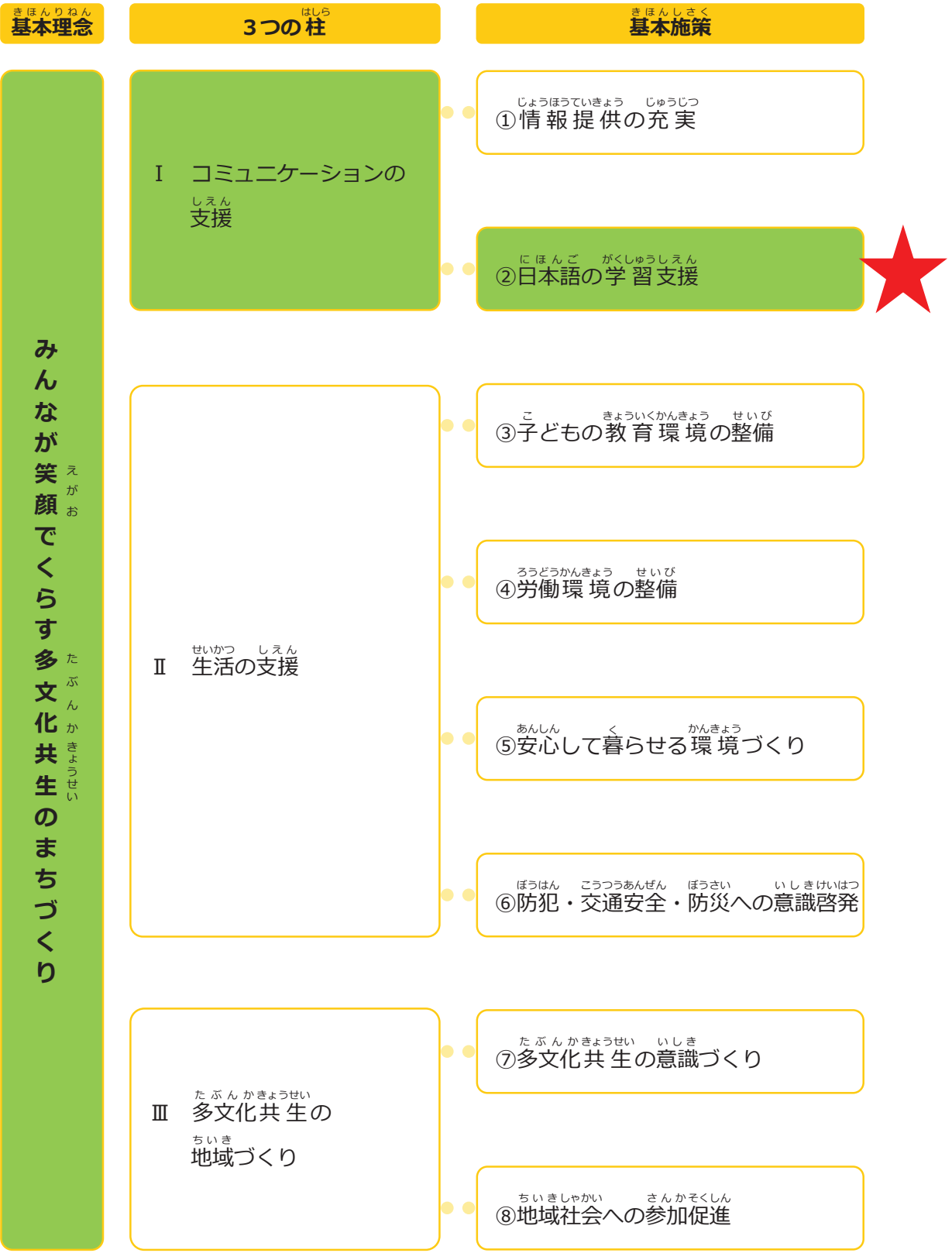
基本施策2 日本語の学習支援

課題と施策の方向

外国人市民が地域や職場で個々の能力をいかし、長期的な視野で安定した生活水準を確保するためには、日本語能力を身に付けることが重要です。アンケート結果からは、本市の外国人市民は日本語能力が基礎段階にある方が多いと推測できます。外国人市民自身も、今よりも日本語能力を上げて日常生活や仕事でのコミュニケーションを日本語でできるようになりたいという意欲を持ち、日本語の学習を望んでいることが分かります。市では日本語教室を開催し外国人市民の日本語学習を支援してきましたが、市内で開催されている日本語教室の情報、外国人市民や外国人市民を雇用する企業によく知られていなかったり、日本語教育に関係する様々な主体の連携が不足していたりといった課題もあります。

これらを踏まえるとともに日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月）、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）、及び静岡県地域日本語教育方針（令和2年2月）の理念を尊重し、日本語の学習を支援していきます。

施策の体系



第3次湖西市多文化共生推進プラン

令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策2 日本語の学習支援						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
9 重点	日本語の学習機会の提供	日本語初級者に対する生活者としての日本語教室を開催し、外国人市民が日常生活を送るために必要な日本語を習得することを支援します。	市民課	日本語教育推進会議を開催し、市が実施する日本語教室の課題や改善点について協議、提言をいただいた。	委託事業として（湖西国際交流協会が受託）、在住外国人のための日本語教室を開催した。	・委託事業として（湖西国際交流協会が受託）、在住外国人のための日本語教室を開催する。
			産業振興課	なし	静岡県主催「令和5年度外国人技能実習生日本語研修」の広報に協力した。	「令和6年度外国人技能実習生日本語研修」を静岡県と共催する。
10	日本語教室の情報の提供	日本語の学習を希望する外国人市民や従業員の日本語学習を支援する企業に対し、ウェブサイトやSNSにより日本語教室の情報を提供します。	市民課	なし	市ウェブサイト、多言語Facebookにて、市内で公共機関が行っている日本語教室の情報を掲載。	市ウェブサイト、多言語Facebookにて、市内で公共機関が行っている日本語教室の情報を掲載。
11	日本語教育の推進に係る体制の整備	市、湖西国際交流協会、日本語教室、外国人市民を雇用する企業、外国人市民の生活支援を行う団体など市内の日本語教育関係者が、連携・協力して日本語教育を推進できる体制整備に努めます。	市民課	日本語教育推進会議を開催し、市が実施する日本語教室の課題や改善点について協議、提言をいただいた。（再掲）	なし	・日本語支援者養成講座を開催する（日本語教育推進会議の提言を受けて実施）。 ・日本語教育推進会議からいただいた提言に基づき、地域日本語教育コーディネーターの配置や湖西市としての方針作成について検討を行う。



基本施策3 子どもの教育環境の整備

施策の体系

基本理念

3つの柱

基本施策

I コミュニケーションの
支援

①情報提供の充実

②日本語の学習支援

II 生活の支援

③子どもの教育環境の整備

④労働環境の整備

⑤安心して暮らせる環境づくり

⑥防犯・交通安全・防災への意識啓発

III 多文化共生の
地域づくり

⑦多文化共生の意識づくり

⑧地域社会への参加促進

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

課題と施策の方向

外国人市民の子どもは、慣れない環境に加え、日本語の理解が十分でないことなどから、集団での生活や学校での学習に困難が伴う場合があります。また、保護者も子どもに勉強を教えることができない、学校などからの連絡が分からない、先生とのコミュニケーションがとれないといった状況に置かれています。

外国人市民の子どもが就学し、学習への意欲を高め、将来への目標を描いて進路を選択できるような環境を整備することが必要です。

そのためには、全ての外国人の子どもを就学につなぎ、日本語学習や学校での教科学習を補う学習支援、高等学校等への進学的重要性について保護者の理解を深めることや、通訳員などを活用した相談へのきめ細やかな対応などが必要不可欠であると考えます。教育機関、市、湖西国際交流協会、日本語教室、外国人市民の生活支援を行う団体などが連携を強化し、外国人市民の子どもがより明るい未来を築くための支援体制の整備が重要です。

第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

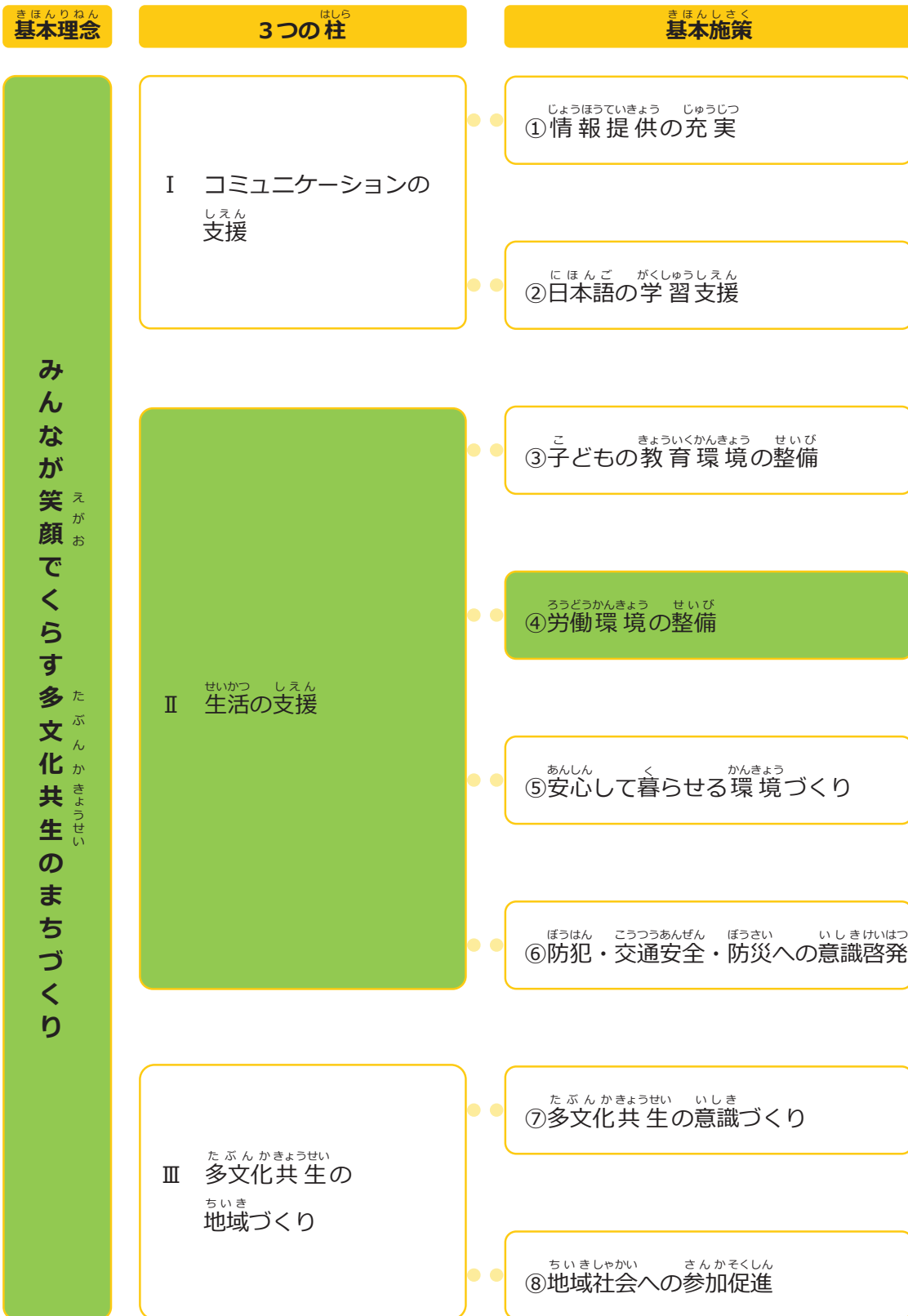
基本施策3 子どもの教育環境の整備						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
12	就学状況の把握	全ての外国人の子どもについて、就学の機会を逃すことがないよう外国人学校等も含めた就学状況を把握します。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	就学年齢の外国籍の子どもを対象として、就学状況を把握した。就学していない子どもがいた場合には、保護者へ就学を促した。	就学の機会が保障されていることを確認するため、今後も、就学年齢の外国籍の子ども全員を対象として、就学状況を把握し、就学していない子どもがいる場合には、保護者へ就学を促す。
13	外国人児童生徒や保護者に対する教育についての意識啓発	外国人児童生徒及び保護者に対し、日本の教育制度の仕組みや学校生活、進学に関する情報提供を行い、就学意識の高揚と理解の促進に努めます。 また、外国人の子どもが社会で自立していくために重要な高等学校等への進学を促進するため、外国人児童生徒及び保護者に対し、進路ガイダンス・進路相談等の実施に努めます。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	令和6年1月に外国人児童生徒入学説明会を実施した。高等学校への進学については、各校で、通訳員や音声翻訳機を活用し、進路相談を実施した。	市立小学校や中学校の仕組みや学校生活への理解を促すため、令和7年1月に外国人児童生徒入学説明会を実施する。高等学校への進学については、各校で、通訳員や音声翻訳機を活用し、進路相談を実施する。
			しみんか 市民課	なし	日本語教室委託事業の内、春のプレスクール、サマースクールで、保護者へ日本の教育制度や学校生活について理解するための講座を開催。	日本語教室委託事業内での講座を継続する。
14 重点	外国人児童生徒や保護者に対する支援体制の充実	編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談、保護者への支援を行う指導員や通訳員を小学校・中学校に派遣します。 指導員・通訳員のスキルアップに努めます。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	指導員、通訳員を配置し、支援を行う。ポルトガル語、スペイン語以外の言語については、音声翻訳機を活用し、学校生活への適応を支援した。	これまでと同様に指導員、通訳員を配置し、支援を行う。ポルトガル語、スペイン語以外の言語については、音声翻訳機を活用し、学校生活への適応を支援する。

15	初期支援の実施	未就学児や編入する外国人児童生徒に対するプレスクール事業を実施し、日本語の習得を支援しながら日本の学校生活や文化について学ぶ機会を提供します。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	がっこう　こくさい　こうりゅう　きょうかい　しみんか 学校、国際交流協会、市民課と じょうほう　きょうゆう　がいこくじん　じどう　せいと 情報共有し、外国人児童生徒が がっこう　せいかつ　てきおう 学校生活にスムーズに適應でき るように努めた。	これまでと同様に、学校、国際 こうりゅう　きょうかい　しみんか　じょうほう　きょうゆう 交流協会、市民課と情報共有 し、外国人児童生徒が学校生活 にスムーズに適應できるように つと　努める。
			しみんか 市民課	なし	へんにゅう　がいこくじんじどう　せいと　たい 編入する外国人児童生徒に対す る通年プレスクール事業は22名 の児童生徒、未就学児に対する はる　じぎょう　めい　じど 春のプレスクール事業は8名の児 う　せいと　ほごしゃ　さんか 童生徒とその保護者が参加し、 にほんご　がっこう　せいかつ　まな 日本語や学校生活について学ん だ。	・通年プレスクール事業、春の プレスクール事業を継続する。
16	日本語の学習支援	外国人市民の子どもの日本語能力に応じた指導を進めるとともに、日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施します。学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、適應指導教室指導員の派遣等を充実するよう努めます。 また、子どもの日本語教室を開催し外国人市民の子どもが日本語を学べる機会を提供します。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	がいこくじん　じどう　せいと　おお　がっこう 外国人児童生徒が多い学校にお いて、日本語の取り出し指導を 実施した。	にほんご　がくしゅう　ないよう　りかい　すす 日本語や学習内容の理解を進め るため、指導法を工夫しながら 、外国人児童生徒が多い学校 において、日本語の取り出し指 導を実施する。
			しみんか 市民課	なし	にほんご　きょうしつたく　じぎょう　ない　こ ・日本語教室委託事業内で子ど もの日本語教室を行った。 わしづ　ちく　すいようび　きんようび ・鷺津地区（水曜日と金曜日の ごうけい　めい　あらい　ちく 合計）で121名、新居地区で12 めい　とうろく　にほんご　べんきょう 名が登録し日本語を勉強した。	こ　にほんご　きょうしつかいさいじぎょう 子どもの日本語教室開催事業を けいぞく　継続する。

17	外国人児童生徒支援に関する連携の強化	外国人児童生徒支援連絡協議会などを開催し、関係機関と外国人児童生徒の支援について情報共有や取組の検討を行います。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	にほんご しどう じっし 日本語指導を実施している学校 やこくさいこうりゆうきょうかい しみんか 国際交流協会、市民課と情報共有を行った。	がっこう こくさい こうりゆう きょうかい しみんか 学校、国際交流協会、市民課と じょうほう きょうゆう 情報共有し、外国人児童生徒が がっこう せいかつ 学校生活にスムーズに適應できるように努める。
			し み ん か 市民課	なし	がいこく じん じどう せいと れんらく きょうぎかい 外国人児童生徒連絡協議会への さんか にちじょう ぎようむ つう こ 参加や、日常業務を通じて、子 どもにほんご しえん じょうほう どもの日本語支援について情報共有や意見交換を行った。	がいこく じん じどう せいと れんらく きょうぎかい け 外国人児童生徒連絡協議会に継 いぞく さんか 続して参加する。
18	幼児教育・保育の充実	えんじ ほごしゃ い し ぞつう 園児や保護者との意思疎通をスムーズに行い、健やかな園生活を おく せいの ふうやくいん はいち ほんやくき かつよう 送れるよう、通訳員の配置や翻訳機の活用、やさしい日本語での たいおう 対応をします。	よう じ きょういく か 幼児教育課	—	しりつ あらい ようちえん つうやくいん 市立新居幼稚園に通訳員をひとり配置。 た しりつ えん はけん こ 他の市立園に派遣して、子ども やほごしゃ ほいく しゃ や保護者と保育者とのコミュニケーションをとった。	しりつ あらい ようちえん つうやくいん 市立新居幼稚園に通訳員をひとり配置。 た しりつ えん はけん こ 他の市立園に派遣して、子ども やほごしゃ ほいく しゃ や保護者と保育者とのコミュニケーションをとる。
19	多文化共生・国際理解に関する教育の推進	こと げんご ぶんか しゅうかん はいりょ きょういく ちが みと あ たぶ 異なる言語・文化・習慣などに配慮した教育や違いを認め合う多 ぶん か きょうせい 文化共生教育を行います。 がいこくごしどうじょしゆ がいこくじんし みん かつよう た ぶん か きょうせい 外国語指導助手（A L T）や外国人市民を活用し、多文化共生の して ん た こくさいり か い きょういく すいしん つと 視点に立った国際理解教育の推進に努めます。	がっこうきょういくか 学校教育課	なし	どうとく しゃかい えいご たぶ ・道徳、社会、英語などで、多 んか きょうせい かんれん だいがい と 文化共生に関連した題材を取り あ 上げた。 ・A L Tをぜん幼稚園、全小中学 こう はけん たぶんか りかい そくしん 校に派遣し、多文化理解を促進 させる活動を行った。	げんご ぶんか しゅうかん ちが ・言語、文化、習慣などの違い を認め合う教育を実施する。 ・A L Tをはいち こ 配置し、異なる言語 ぶんか ぶん かい もう たぶ や文化に触れる機会を設け、多 んか きょうせい りかい すず 文化共生の理解を進める。

基本施策 4 労働環境の整備

施策の体系



課題と施策の方向

本市に住む外国人市民の永住・定住化傾向が見られる中で、安定した収入を得られる労働環境を確立することは最も重要な課題となります。

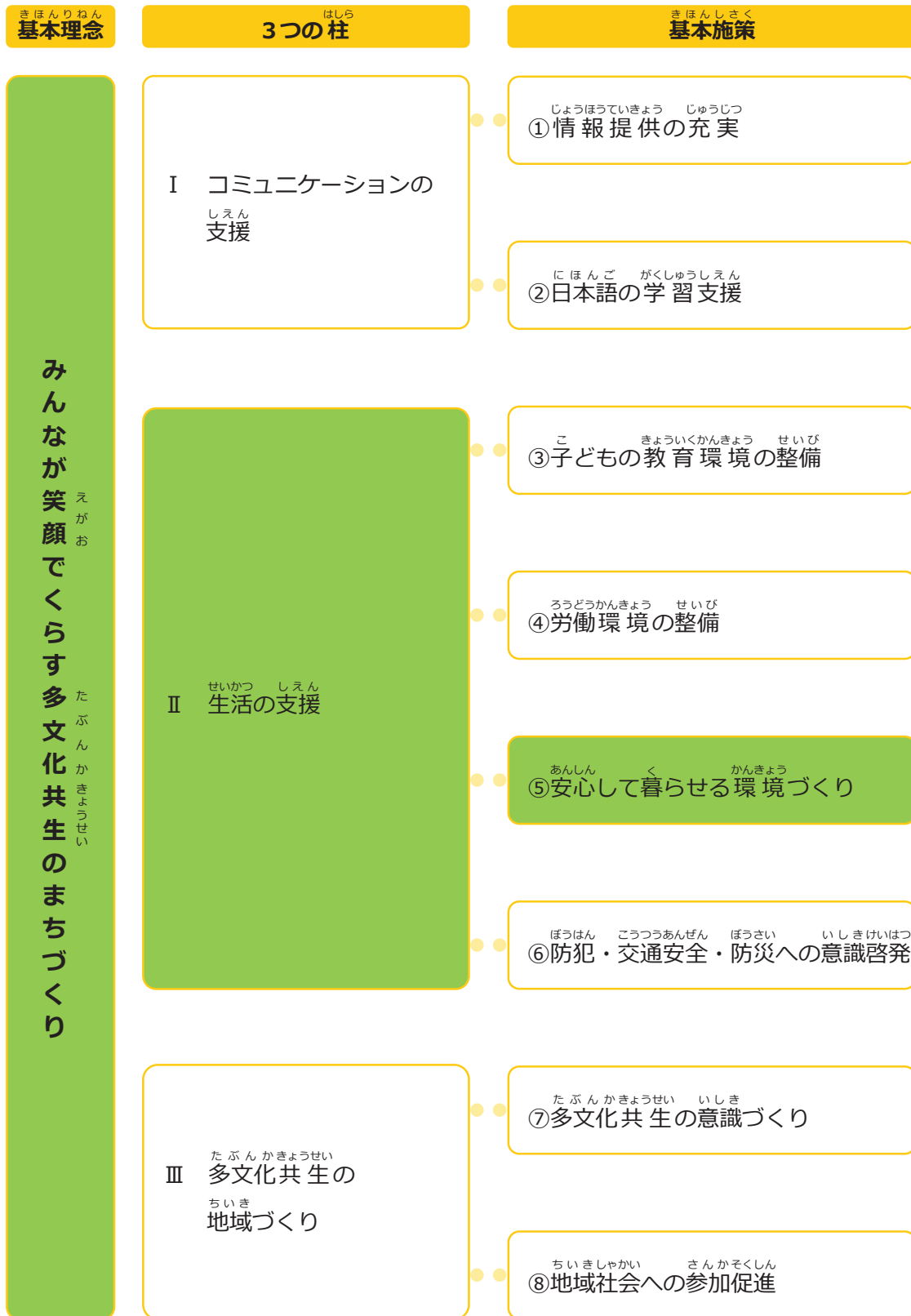
また、安定した労働環境にとどまらず、長期的に滞在する外国人労働者にとっては、職場内の地位の向上を図ることや自身の労働条件を理解することが労働意欲を継続するためには必要不可欠との認識に立ち、施策を推進していきます。

第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策4 労働環境の整備						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
20	ハローワークとの連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、外国人相談コーナーの充実など就業支援	産業振興課	なし	湖西市地域職業相談室にて外国人総合相談を実施した。R5年度相談実績1,488人）	湖西市地域職業相談室内にて外国人総合相談を実施する。
21	技能実習生受入事業の支援	商工会の実施する技能実習生受入事業の支援を継続して行います。	産業振興課	なし	湖西市商工会、職業訓練センターと連携し、日本の生活習慣やマナーなどの習得支援を実施した。（26名）	湖西市商工会、職業訓練センターと連携し、日本の生活習慣やマナーなどの習得支援を実施する。
			市民課	湖西市商工会と連携し、技能実習生に対する出前講座として「転入外国人のための生活ガイド」を実施した。（13名対象）	なし	なし
22	労働環境の整備の意識啓発	商工会や外国人市民の雇用に関わる企業と連携し、人権保障及び就労環境改善に向けた啓発に取り組みます。	市民課	なし	外国人雇用についての啓発チラシを公共施設に配架した。	外国人雇用についての啓発チラシを公共施設に配架する。
			産業振興課	なし	企業向けメールマガジンで外国人市民の雇用に係る情報を提供した。	事業者向けのLINEで外国人市民の雇用に係る情報を提供する。

基本施策5 安心して暮らせる環境づくり

施策の体系



課題と施策の方向

安心して暮らせる環境づくりは、生活上の不安を解消し、自立した生活を送るための基本土台です。

新型コロナウイルス感染症の流行を通じて、外国人市民が安心して生活をしていくために、医療・福祉・保険などに関する情報や環境の整備をしていくことの重要性が改めて認識されました。日常生活では日本語が話せても、専門的な用語を理解できない外国人市民も多くいます。医療に係る問題は命の問題でもあり、市としても対応が必要です。

また、社会保障制度について、特に病氣や怪我、高齢になったときに、保険や年金に未加入であることがどれだけ生活に影響するかを外国人市民も理解できるよう周知する必要があり、さらには社会保障制度を利用するためには義務を果たさなければならないことも認識してもらう必要があります。

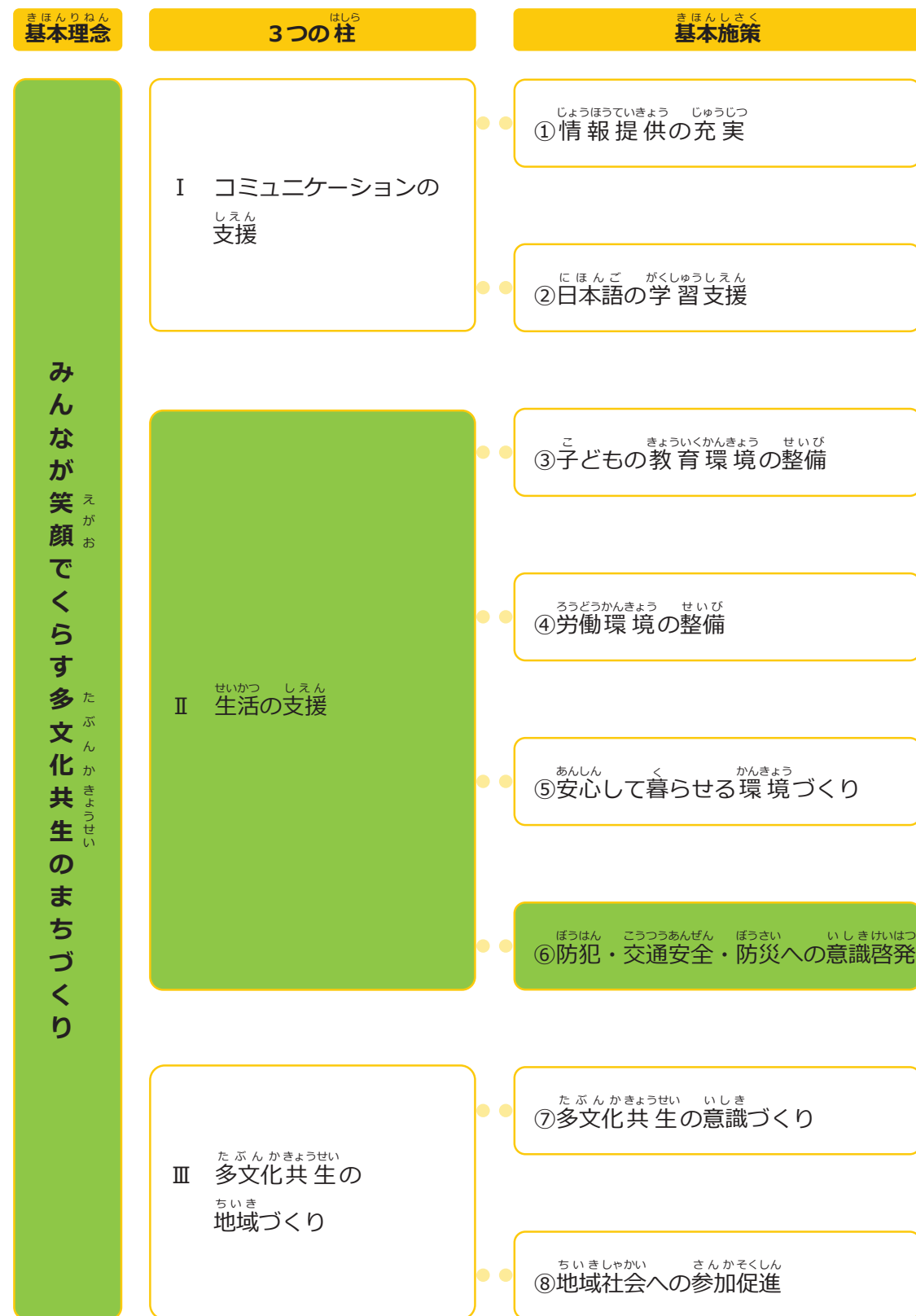
医療・福祉・保険制度は、自分たちが関わっていることでありながら制度が複雑で状況によって対応が異なるなど、日本語の説明を理解することは大変困難であり、相談しても不安を感じることが多いという実情があります。外国人市民にとっても不利益になることがないように、医療や福祉などの各種制度に関する情報提供を広く行うとともに、各種相談に多言語ややさしい日本語で対応していくことが重要な課題です。

第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策5 安心してくらせる環境づくり						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
23 重点	医療・福祉サービスにおける案内や表示の多言語化と多言語・やさしい日本語での対応	医療や健康、子育てや介護などの福祉サービスについて多言語化による情報提供や問診票などの多言語化を促進します。 医療 通訳者の適正な配置を継続して行います。また、健康・福祉に関する各種相談を多言語や、やさしい日本語で対応します。	地域福祉課	なし	・ポルトガル語、スペイン語に翻訳した「湖西市障害福祉のしおり」を対象者へ配布した。 ・特別児童扶養手当の通知と療育手帳の面接案内をポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語で作成し配布した。	・左記を継続 ・日本語が母語でない人へ送る文書はやさしい日本語で作成する。
			こども政策課	・こども計画策定に向けたアンケート調査（5種類）について、ポルトガル語版（5種類）、英語版（2種類）を作成して実施した。	・児童手当の現況届・転出時の案内をポルトガル語・スペイン語で用意した。 ・児童に関する行政手続きの案内をポルトガル語・スペイン語で用意し、住所の異動があった場合に市民課から配布した。	・中学1年生に配布する、多子世帯修学費用支援金制度開始の案内をポルトガル語・スペイン語で作成する。
			こども未来課	・やさしい日本語版の子育て支援センター案内リーフレットの検討・作成した。	・翻訳された各種健診の問診票、アンケート、案内、ちらし、予防接種予診票等を使用。 ・乳児訪問や幼児健診に通訳者を配置する。	・翻訳された各種健診の問診票、アンケート、案内、ちらし、予防接種予診票等を使用。 ・乳児訪問や幼児健診に通訳者を配置する。
			高齢者福祉課	なし	なし	65歳到達時の介護保険制度の案内、保険料の納付の案内等をポルトガル語及びスペイン語で作成し、窓口や手紙で使用する。
			健康増進課	なし	・保健指導の相談会へ外国人の対象者の予約があった場合に、ビデオ通訳タブレットを借用し、設置する。 ・新型コロナワクチン接種用予診票のポルトガル語及びスペイン語の翻訳版を接種会場に設置する。 ・検診の問診票のポルトガル語及びスペイン語翻訳版を、検診実施医療機関へ配布。	・保健指導の相談会へ外国人の対象者の予約があった場合に、ビデオ通訳タブレットを借用し、設置する。 ・検診の問診票のポルトガル語及びスペイン語翻訳版を、検診実施医療機関へ配布。
			医事課	—	診療に必要な通訳や情報提供に関する掲示について、可能な限り多言語に対応。 ・ポルトガル語通訳の常駐（平日午前、午後は適宜対応） ・翻訳機の活用	診療に必要な通訳や情報提供に関する掲示について、可能な限り多言語に対応。 ・ポルトガル語通訳の常駐（平日午前、午後は適宜対応） ・翻訳機の活用

24	健康保険・年金の周知と加入促進	健康保険・年金制度について情報提供や案内・通知などの多言語化と、やさしい日本語対応を行い、加入を促進します。	保険年金課	なし	【国保年金係】 パンフレット（8か国語）を作成し、国民健康保険制度の案内をした。 「やさしい日本語」を基にした国民健康保険の加入・脱退勧奨通知をポルトガル語・スペイン語で作成し、対象者に送付した。 【後期高齢者医療係】 保険の加入通知、督促状、催告書、臨戸訪問の不在差し置き通知、療養費の申請勧奨通知をポルトガル語、スペイン語で作成し使用した。	【国保年金係・後期高齢者医療係】 令和5年度と同様の内容を継続する。
25	火災・救急通報への多言語での対応	火災・救急の119番通報時における緊急通報電話等通訳の活用、火災・救急現場における音声翻訳アプリ、緊急通報等電話通訳の活用を継続します。外国人市民に対し、火災・救急時の対応方法を周知します。	けいぼうか 警防課	なし	・昨年度に引き続き、外国語緊急通報等電話通訳業務について、事業者と委託契約を締結し運用した。 （21ヶ言語対応） ・119番通報時及び救急等災害現場において、通訳者を介した三者間通話及び音声翻訳アプリにて対応を実施した。 ※119番通報時通訳3件（ポルトガル語2件、ベトナム語1件）、救急出動時通訳1件（ポルトガル語1件）	・外国語緊急通報等電話通訳業務について、事業者と委託契約を締結し運用する。 ・外国語緊急通報等電話通訳について、広報こさい・多言語版Facebook等にて広報を行う。

施策の体系



基本施策 6 防犯・交通安全・防災への意識啓発



課題と施策の方向

外国人市民への防犯・交通安全の意識啓発としては、交通安全教室の開催と防犯や交通安全に関する出前講座を実施し、交通ルールなどの周知を図ってきました。今後も継続して防犯や交通安全のルールをより多くの外国人市民へ周知し、理解を促進することが市民の安全を維持するために重要です。

防災に関しては、地震や水害など前例のないような自然災害が発生する前に、母国とは異なる防災対策について理解し、災害に備えてもらう必要があります。これまでに、防災ほっとメールをポルトガル語・スペイン語・やさしい日本語で受け取れるよう整備したり、外国人市民に対する防災出前講座を実施したりしてきましたが、まだ十分には活用されていません。また、外国人市民への啓発だけでなく、地域の自主防災組織に対し、外国人受入れについて理解してもらえるよう働き掛けていくことも必要です。

市の防災体制においては、外国対応の明確化が重要な課題となっています。

第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策6 防犯・交通安全・防災の意識啓発						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
26	防犯・交通安全に関する意識の啓発	防犯・交通ルールに関する情報 提供の多言語化や、やさしい日本語化を促進し、周知を行います。 防犯対策や交通安全対策の情報を周知する講座などを外国人市民を対象に開催します。	危機管理課	なし	KOKOまつりに交通安全に関するブースを出展し、外国人市民へ周知した。	KOKOまつりに交通安全に関するブースを出展する。
27	防災に関する周知や意識の啓発	地震などの自然災害に関する知識や防災に関する情報提供を多言語や、やさしい日本語を用いて行い、外国人市民の防災意識の向上と、災害時の被害の軽減を図ります。防災意識を啓発するためのイベント・出前講座などを行い、外国人市民の防災基礎知識の習得を促進します。	危機管理課	なし	外国人市民へ防災出前講座を実施した。	申込に応じて、防災出前講座を実施する。
			予防課	なし	外国人技能実習生向けに防火に関する出前講座を実施した。	申込みに応じて、防火に関する出前講座を実施する。
28	災害時に有用な人材育成の検討	災害時多言語ボランティアなど、災害時に地域で活躍できる人材の育成について検討します。	危機管理課	なし	なし	なし
			市民課	なし	被災外国人支援研修会を、庁内及び関係機関を対象に実施し、災害時の外国人支援について学んだ。	本内容の講座開催を湖西国際交流協会へ委託している（湖西市多文化共生・国際交流推進業務内）。講座の広報等について協力する。

29	さいがいじ じょうほう でん 災害時の情報 伝 たつしゆだん たげんご か 達手段の多言語化	さいがいじ どうほうむせん たげんごほうそう ぼうさい 災害時の同報無線の多言語放送や、防災ほっとメールの多言語版 じゆうじつ はか の充実を図ります。 また、ひなんじょ ひようじぶつ たげんご か そくしん また、避難所の表示物の多言語化を促進します。	き き かんり か 危機管理課	ハザードマップのポルトガル語 ばん さくせい れいわ ねんど そうごう ぼう 版を作成し、令和5年度総合防 さいくんれん はいふ およ 災訓練で配付及びウェブサイト しゆうち で周知した。また、外国語版広 ぼうし 報紙（インフォーマチーボ）に はさ こ 挟み込むように市民課に依頼し いた。	ぼうさい 防災ほっとメール及びLINE を、ポルトガル語・スペイン 語・やさしい日本語で配信し た。	ポルトガル語・スペイン語・や さいい にほん ご しよう さしい日本語を使用して情報発 しん おこな 信を行う。
			ひ し ょ こ う ほう か 秘書広報課	なし	引き続きやさしい日本語のぼうさい 防災 ほっとメールがLINEでも受け取 れる機能を提供した。	どうほうむせん たげんご ほうそう 同報無線の多言語放送について かない そうさ ほうほう きようゆう おこな 課内で操作方法の共有を行う。
			し み ん か 市民課	いちざい じちたい こくさいか きょうかい こう （一財）自治体国際化協会が公 かい 開している「多言語指さしボー ド」を各指定避難所に設置。 かくしていひなんじょ せっち かくしていひなんじょ せっち	たいふう ちゆういじょうほう たげんご ばん ・台風の注意情報を多言語版 Facebookで配信した。 ぼうさい どうろく ・防災ほっとメールの登録につ いて、ねん かい ぼうさいくんれんこうほう どう 年3回の防災訓練広報と同 じ 時に、がいこくご ばんこうほうし こう 外国語版広報紙により広 ぼう おこな 報を行った。	さき と けいぞく ・左記の取り組みを継続する。

30 重点	さいがい し がいこくじんたい 災害時の外国人対 応の明確化	さいがい し がいこくじんし み ん たいおう おこな 災害時の市役所における外国人市民への対応を行う体制を整えま す。 かんけい き かん れんけいないよう めいかく 関係機関との連携内容を明確にします。	き き かんりか 危機管理課	なし	ひさい がいこくじんしえん かんけいきかん れんけいせ 被災外国人支援関係機関連携研 修に参加し、さいがいじ がいこくじんしえ ん 災害時の外国人支 援の心構えや準備について学ん だ。	なし
			し み ん か 市民課	• ぼうさいく れんじ しみんか 防災訓練時に、市民課アカウ ントのFacebookを利用し避難 情報の発信訓練を実施した。	ひ さいがいこくじんしえんけんしゅう かい ちよき 被災外国人支援研修会を、庁内 およびかんけいきかん たいしやう じっし 及び関係機関を対象に実施し、 さいがいじ がいこくじんしえん まな 災害時の外国人支援について学 んだ。（再掲）	がいこくじんしえん はん 外国人支援班マニュアルを更新 する。
31	じしゅ ぼうさいかつどう 自主防災活動への がいこくじんし み ん さんかく 外国人市民の参画	がいこくじんし み ん ぼうさいく れんとう さん か そくしん 外国人市民の防災訓練等への参加を促進するとともに、じしゅ ぼうさい かい がいこくじんし み ん うけい り かい そくしん ほか 会における外国人市民の受入れについて理解の促進を図ります。	き き かんりか 危機管理課	なし	じしゅ ぼうさい かい たい がいこくご ぼう 自主防災会に対して外国語の防 災訓練ポスターをはいふ 配布した。	じしゅ ぼうさい かい たい がいこくご ぼう 自主防災会に対して外国語の防 災訓練ポスターをはいふ 配布する。
			し み ん か 市民課	なし	がつ 9月、12月、がつ 3月のぼうさいく れん について、たげんご ばんこうほうし しゅうち 多言語版広報紙で周知 した。	たげんご ばんこうほうし ぼうさいく れん 多言語版広報紙に防災訓練につ いてこうほう いて広報する。



基本施策 7 多文化共生の意識づくり

課題と施策の方向

言語・宗教・習慣などの違いから外国人市民に対して様々な人権問題が発生しています。外国人市民も一人の市民であり、地域の一員です。外国人市民に対する偏見や差別の解消を目指し、立場やライフステージに合わせて多文化共生への理解を促進する必要があります。

多文化共生を推進していくためには、外国人市民が地域社会のルールやマナーについても学ぶことが、特定の外国人コミュニティにとどまることなく、幅広く日本人市民との関わりを持つきっかけになると考えられます。さらに、日本人市民も多文化共生に対する認識を高め、外国人市民が参加しやすい環境を整備することが大切です。

また、外国人市民が一市民として意見や要望を伝える機会が確保・拡充されることも大切です。身近な意見などを市政へ届ける機会を確保するとともに、外国人市民も市民会議の場へ登用されるよう推進します。

施策の体系

基本理念

3つの柱

基本施策

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

I コミュニケーションの支援

① 情報提供の充実

② 日本語の学習支援

II 生活の支援

③ 子どもの教育環境の整備

④ 労働環境の整備

⑤ 安心して暮らせる環境づくり

⑥ 防犯・交通安全・防災への意識啓発

III 多文化共生の地域づくり

⑦ 多文化共生の意識づくり

⑧ 地域社会への参加促進



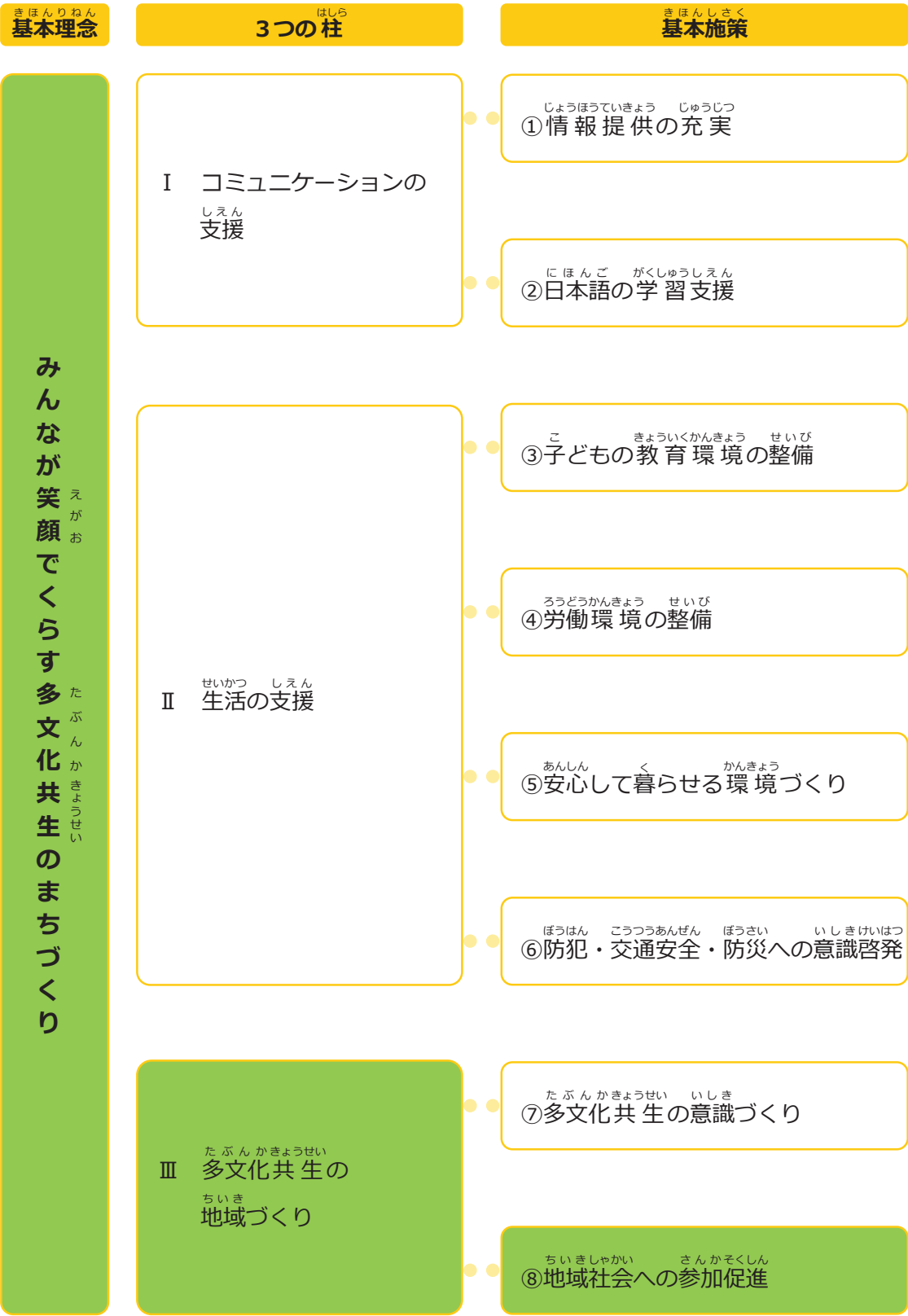
第3次湖西市多文化共生推進プラン 令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策7 多文化共生の意識づくり						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
32	人権 尊重を視点とした多文化共生の推進	出前講座や広報などを通して人権 尊重を視点とした多文化共生への理解を促進します。	市民課	なし	外国人総合窓口やイベントにおいて、多文化共生について啓発品による広報を行った。	要請に応じて出前講座を開催する。
33	市職員への多文化共生についての意識啓発	市職員が多文化共生の視点を持って窓口での対応や施策を行うことができるよう、啓発や業務提案を行います。	市民課	なし	各課から依頼される翻訳原稿を確認し、外国人市民が見たときにわかりやすい書き方への修正を提案した。	・翻訳原稿の確認を引き続き行う。
34 重点	生活ルールの理解促進	ごみの出し方や生活のマナーなど地域社会のルールについて外国人総合窓口や出前講座などを活用し、外国人市民にも分かりやすく周知するとともに、外国人市民を雇用する企業等と連携した啓発に取り組み、日本で生活するためのマナーや生活習慣の理解促進に努めます。	廃棄物対策課	なし	・（7月30日）湖西国際交流協会が実施する日本語教室の時間に出前講座として「正しいゴミの出し方講座（BBQのときのゴミの分別について）」を行った。 ・外国語ごみカレンダー及びごみガイドブックの配布を行った。 ・ごみ分別アプリ配信をした。（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）	・外国人市民が多く集まるイベントに参加し、ごみ分別について啓発を行う。 ・申込みに応じて、外国人市民へのごみ分別出前講座を行う。
			産業振興課	なし	企業向けメールマガジンで外国語版広報紙のURLを情報提供した。	事業者向けのLINEで外国語版広報紙のURLを情報提供する。
			市民課	なし	ごみカレンダー・ごみガイドブックなどをその他の案内と一緒に、転入手続き時に配布した。	転入セットの配布を継続する。
35	外国人市民の意見などの市政への反映	外国人市民の意見や要望を市政に反映させるため、審議会や委員会などに外国人市民が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの外国人市民の登用を推進します。 外国人市民への意識調査など広く意見を聴取する機会を確保します。	市民課	なし	各種審議会などの委員選出が多い時期に合わせ、外国人市民の積極的な登用を市役所内の各課へ依頼した。	引き続き、各種審議会などへの外国人市民登用について、市役所内での呼びかけを行う。



基本施策 8 地域社会への参加促進

施策の体系



課題と施策の方向

多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域に根ざした生活をするのが大切です。外国には自治会のようなコミュニティ組織がないこともあり、地域社会や活動への理解が進んでいないという現状が多く見受けられ、周知による理解促進を図ることが必要です。また、地域で受け入れる側の日本人市民にも、地域の活動へ外国人市民が参画しやすくなるよう意識啓発を進める必要があります。

地域に点在する外国人コミュニティにおいても、日本人コミュニティと同様、各地域で積極的にまちづくりを担っているキーパーソンがいます。地域で活躍しているキーパーソンを起点として外国人市民と日本人市民の交流の接点を増やすことが、地域社会への参画を促す上で重要となります。

市民や市民団体が多文化共生に関する活動をしたり、日本人市民と外国人市民が交流したりできる機会となる講座などを市内の様々な地域で展開することで、市全体として多文化共生の意識が高まる取組を実施する必要があります。

第3次湖西市多文化共生推進プラン

令和5年度進捗状況、及び、令和6年度取り組み計画

基本施策8 地域社会への参加促進						
No.	事業・施策	内容	担当課	令和5年度実施内容（新規）	令和5年度実施内容（継続）	令和6年度取り組み計画
36 重点	外国人市民の地域社会への参画	自治会、自主防災会、PTA活動などを紹介し外国人市民の地域社会への参画を促進します。 また、外国人市民を地域社会での受け入れることについて理解を促進します。	市民課	なし	・外国語版広報紙において、年3回防災訓練の周知を行った。 ・自治会が発行するお知らせをポルトガル語・スペイン語・中国語に翻訳した（2自治会・2件の翻訳）。また、自治会からの要請により役員会へ通訳派遣を行った。	・外国語版広報紙での防災訓練周知、自治会へのポルトガル語・スペイン語翻訳周知を継続する。 ・自治会からの要請により、役員会への通訳派遣を行う。
			危機管理課	なし	外国人向けに防災出前講座を実施した。	申込に応じて、防災出前講座を実施する。
			学校教育課	なし	学校行事やPTA活動などの案内文書に翻訳をつけ、保護者に参加を呼びかけた。	学校行事やPTA活動などの案内文書に翻訳をつけ、学校から家庭への連絡メールを活用し保護者に参加を呼びかける。
37 重点	多文化共生の視点での活動の推進	多文化共生意識及び相互理解を深め、外国人市民が地域社会とつながる機会・場をつくるため、多文化共生の視点での講座などを市内各地域で行います。 また、多文化共生に関する活動を推進するため、市の公共施設再配置計画に合わせ、活動の核となる場を検討していきます。	市民課	なし	・多文化共生・国際交流推進業務委託において、講座やイベントを実施した。（7講座303人、イベント1回1,500人） ・多文化共生セミナーとして被災外国人支援関係機関連携研修を開催し、災害時の外国人支援の心構えや準備について関係機関と学ぶ機会を作ることができた（再掲）。	多文化共生・国際交流推進業務委託における講座やイベントの開催、多文化共生セミナーの開催を継続する。

38	市民団体の活動支援	湖西国際交流協会をはじめとする多文化共生や国際交流を行っている市民団体の主体的な活動を支援します。	市民課	なし	多文化共生・国際交流推進業務 委託において、多文化共生を推進する団体や個人へ協力や情報提供を行った。	多文化共生・国際交流推進業務 委託において、多文化共生を推進する団体や個人へ協力や情報提供を行う。
39	多文化共生に関わる活動の担い手、人づくり	多文化共生に取り組む人材や各種団体、開放的な外国人市民のネットワークの発掘・育成に努めます。また、多文化共生の担い手の連携を支援します。	市民課	なし	多文化共生・国際交流推進業務 委託において、多文化共生を推進する団体や個人へ協力や情報提供を行った。	多文化共生・国際交流推進業務 委託において、多文化共生を推進する団体や個人へ協力や情報提供を行う。